

公益財団法人への移行について

この度の公益法人制度改革に伴い、昨年10月11日に内閣府に公益法人への移行認定申請を行いました。内閣府公益認定等委員会の審査・答申を得て、内閣総理大臣より「公益財団法人」としての認定をいただきました。

これにより新法人としての登記を行い、移行後は『公益財団法人日本電信電話ユーザ協会』として、新たにスタートを切ることになりました。

移行後もこれまでの事業内容を引き継ぎ、セミナーやホームページ等による情報通信技術・サービスに関する最新動向の紹介、ICT活用情報の提供等による経営の効率化や、テレコミュニケーション教育事業の展開による顧客満足度の向上に向けた活動支援を従来以上に充実してまいります。

新たな制度に基づく公益法人として、当協会定款の目的である、情報通信技術・サービスを利用したコミュニケーション文化の振興を図るとともに、利用者の利便増進に寄与し、地域社会の発展に努めてまいりますので、引き続き皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

公益財団法人日本電信電話ユーザ協会
理事長 山本 恵朗

公益財団法人日本電信電話ユーザ協会の概要

1. 法人の名称
公益財団法人日本電信電話ユーザ協会
2. 主たる事業所の所在地
東京都千代田区内神田一丁目9番12号
3. 移行登記日
平成24年7月2日
4. 事業概要
(1) テレコミュニケーション能力の向上を図る事業
(2) 情報通信技術・サービスの活用を推進する事業
(3) その他当協会の目的を達成するために必要な事業
5. その他
旧特例民法法人との間で法人としての同一性は継続し、旧法人との間で締結済みの契約についても、平成24年7月2日以降契約期間が存在する場合には、新法人がすべての権利義務を継承